

泉州港

区分:「(勧告)南海トラフ地震警戒強化」

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時発令

ただし先発地震の津波に対する港長勧告「第一体制(津波警戒勧告)」又は「第二体制(津波避難勧告)」が発出されている場合は二重発出せず、津波に対する勧告の解除時に気象庁の「臨時情報(巨大地震警戒)」が継続していれば発出する。

措置内容

- 1 在泊船は次の避難準備を行い、必要に応じて直ちに離港できるよう準備すること
 - ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認
 - ・岸壁管理者の対応の確認
 - ・荷主企業等の対応の確認
 - ・泉州港の地域特性を踏まえた避難方法の確認
 - ・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること
- 2 次の場合は自主的に安全な海域に避難すること
 - ・避難に必要な支援体制を受けられない
 - ・岸壁が使用できない
 - ・荷役作業ができない

区分:「解除」

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表から一週間経過後に気象庁が解除し「臨時情報(巨大地震注意)」に切替えるため、その際に発令

区分:「第一体制(津波警戒勧告)」

「津波注意報」発表時発令、措置内容

- ・在港の船舶は、津波に関する情報収集に努め、係留強化等の津波対策に留意すること。

区分:「第二体制(津波避難勧告)」

「津波警報・大津波警報」発表時発令、措置内容

- ・在港の船舶は、荷役を中止すること。
- ・在港の船舶は、係留強化等の措置を講ずるか又は安全に離港できる船舶は、港に避難すること。
- ・各船舶は、乗組員の生命の安全を第一に考慮すること。

区分:「解除」

「津波注意報又は津波(大津波)警報解除」発表され、港内の安全が確認された場合発令

措置内容

- 港内の状況把握に努め、安全を確認して行動すること